

## 第 5 回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：令和 5 年 3 月 17 日（金）午前 10 時～

会 場：新潟美咲合同庁舎 2 号館

9 階新潟地方気象台会議室

（事務局）

ただいまから令和 4 年度第 5 回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、労働者代表委員の田辺委員、片山委員の 2 名、使用者代表委員の石坂委員が所用のため欠席とのご報告をいただいております。よって、ご出席いただいておりますのは、公益代表委員 5 名、使用者代表委員 4 名、労働者代表委員 3 名の計 12 名の委員の方からご出席いただいております。これは、委員定数の 3 分の 2 以上の出席が認められますので最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の要件を満たしていることから、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

なお、本日の審議会は新潟地方最低賃金審議会運営規程第 6 条に基づき公開することとなっております。傍聴者を公募いたしましたが、傍聴希望の応募がなかったことをご報告いたします。

それでは、審議に入ります。以降の議事進行につきましては、永井会長にお願いいたします。

（会 長）

よろしく願いいたします。

それでは、議題（ 1 ）「特定最低賃金改正の意向表明について」に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

（室 長）

皆様、お疲れさまです。賃金室長の小柳です。私のほうから「特定最低賃金改正の意向表明について」、ご説明申し上げます。

次年度、令和 5 年度の特定最低賃金の改正の申し出を行う予定がある業種については、審議会の年間審議スケジュールの調整を図ること、それから円滑な審議を行うといった趣旨で例年、年度末に最低賃金審議会の場において、労使双方にご確認をいただいております。

ご承知のとおり、新潟県の特定最低賃金については、3 業種ありますけれども、今般、お手元の資料 No. 1 のとおり、3 業種すべてにおいて関係労働組合から意向表明がなされましたことをご報告いたします。

今後、7月末を目途に提出される申し出につきましては、適用労働者数の概ね3分の1以上の合意があることが要件となります。

なお、経済センサスについては今後、最新のものに更新される可能性がありますので、その際には適用労働者数をお示しすることといたします。

意向表明については、以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見・ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この件につきまして、実質的な審議はまた然るべきときにとということになるうかと思えます。

それでは、次の議題に入ります。議題(2)「その他」、事務局から報告をお願いいたします。

(室長)

引き続き、私のほうからご説明申し上げます。議題(2)「その他」において、お諮り、ご確認いただきたいことが3点ございます。

1点目は、資料No.2にあります「最低賃金に関する労働組合からの要請」について、2点目は、資料No.3「令和4年度各種最低賃金周知広報実施状況」について、3点目は、資料No.4「令和5年度新潟地方最低賃金審議会日程(案)」についてです。

私のほうからは、資料No.2「最低賃金に関する労働組合からの要請」について、ご説明申し上げます。

ご承知のとおり、この間、物価高騰に伴う地域別最低賃金の再改正にかかる要請がありました。資料No.3が「レインボーユニオン」から新潟地方最低賃金審議会会長あての要請書で、標題にありますように「急激な物価高騰に対する最低賃金の再改正の必要性について検討すること」との要旨でございます。

また、同趣旨の要請が新潟県労連ほか19の団体から、これは新潟労働局長あてに提出されています。

以上、ご報告いたします。

(会長)

ただいまの報告につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見がないようですので、今回の要請文につきましては、ご意見を伺ったということで次の議題に進みます。それでは、次の議題について、事務局から説明をお願いいたしま

す。

(指導官)

賃金指導官の木村です。よろしくお願いいたします。私からは、議題(2)「その他」におきまして、今年度の新潟県最低賃金、特定最低賃金の改正金額に関する周知広報活動状況をご説明いたします。

今年度、実施いたしました最低賃金の周知広報の内容となっております。県、関係行政機関、市町村、事業者、労働団体、商工団体、関係団体などへの周知のほか、県内教育機関、交通機関、道の駅、百貨店及び大型総合スーパーのイオン、アピタなどの各店舗、さらには県立病院、運転免許センターなどの地域機関などに対しまして、ポスター掲示の依頼を行いました。

今年度は、新潟県ならびに県内すべての市町村における広報紙への掲載につきましては、当賃金室より懇切丁寧に電話等により依頼しました結果、100パーセント達成されていたことを確認いたしましたのでご報告いたします。

また、最低賃金ポスターデザインコンテストにつきましては、ご応募いただきました全作品ならびに最優秀、優秀、特別賞の各作品につきましては、新潟労働局ホームページに掲載いたしました。

さらに、来年度以降のコンテストへの応募を考慮し、特に学校関係機関に対しては、ポスター掲示の依頼の際に新潟労働局ホームページに全作品を掲載していることをご案内させていただいております。

最低賃金ポスターデザインコンテストに関しましては、今年度で第18回目の開催となり、新潟県からのご協力もいただいているところです。今年度は、高校、専門学校計5校の学生の皆様から過去最高の190作品の応募がありました。

最終選考委員として永井会長、長谷川会長代理、桑原委員、徳武委員からもお忙しい中ご足労いただき投票を行っていただきました。大変ありがとうございました。

ポスターデザインコンテストの最優秀作品は、新潟県のすべての最低賃金を記載したポスターとリーフレットを作成し、周知広報に努めたところでございます。

また、外国人労働者の皆様に対しては、昨年度に引き続き、新潟県の最低賃金の外字、英語、中国語、ベトナム語版のリーフレットを作成し、周知を図っております。

なお、これ以外にも最低賃金額の改正や効力発生などが確定した時点で、適宜、プレスリリースを行っていることを申し添えさせていただきます。

以上が、最低賃金の周知広報実施状況についての説明となります。

(会長)

周知広報の実施状況についてでございました。何かご意見・ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に進みます。事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事務局)

来年度の審議会本審と県最低賃金の専門部会の日程(案)ということで、資料 No. 4 を見ていただければと思います。

毎年度、日程のほうを会議室の確保等、苦勞しているのですけれども、基本、今年度のように中賃目安答申の遅れなどが無いようであれば、この日程(案)をベースに、また皆様方からご都合を聞いて日程を調整していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

(会長)

日程につきましては、何かありましたら、また事務局とご相談のうえで最終的には決めたいと思います。

以上で、予定していました議事がすべて終了いたしました。議事を事務局へお返しいたします。

(事務局)

永井会長、議事進行ありがとうございました。

本年度の新潟地方最低賃金審議会は本日が最後となりますので、吉野局長のほうからごあいさつを申し上げます。局長、よろしくお願いいたします。

(労働局長)

本年最後の審議会でございますので、私のほうから一言ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

まずもって本日は年度末のお忙しい中、当審議会のほうにご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様方には昨年の夏から本当に真摯にご熱心なご議論をいただき、誠にありがとうございました。

本年度は、先般も申し上げましたが、中央審議会からの目安が遅れて示されたという異例な状況でありましたけれども、皆様方の多大なご協力によりまして、ご議論を重ねた結果、県の最低賃金につきましては31円引き上げで890円となったということで、ただいまご説明もしましたが、周知啓発に努めているところであります。

本年度の審議会が円滑に運営されましたことにつきましては、ひとえに公、労、使の委員の皆様方のご尽力によるものと思っております。改めて感謝を申し上げたいと思っております。

今後、我々労働局、労働行政といたしましては、皆様方ご承知のとおり、今のコロナ禍

からの脱却、アフターコロナとしての社会経済活動に寄与すべく昨年作られました総合経済対策に基づきます、さまざまな施策の推進など、課題は山積しておりますけれども、労働者、事業者の方々のお役に立てるように真摯に取り組んでまいりますので、引き続きのご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。本年度は、誠にありがとうございました。

（事務局）

以上をもちまして、令和4年度第5回新潟地方最低賃金審議会を閉会いたします。お疲れさまでした。